

2018年度（第3期）事業計画書

自 2018年7月1日 至 2019年6月30日

特定非営利活動法人兵庫子ども支援団体

1. 基本方針

事業について、昨年度に引き続き学習支援や子ども食堂の運営を行う。学習支援については受け入れ人数や受け入れ対象の拡大を検討していき、子ども食堂等も地域住民に根ざした活動となるようにしていく。また、8月にオープンした法人の活動拠点「明石ひみつ基地～おひさま～」を中心にアトリエやものづくりなどの様々な活動を実施し、法人のミッションである「子どもが笑って過ごせる地域の形成」を目指す。

法人運営について、活動報告や収支情報などについて積極的に公開することによって運営の透明性を確保するとともにホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を利用することで多くの方に活動や法人について興味を持ってもらう。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者 人数	収益 見込
(1) 子ども等の健全育成に関する事業	子ども食堂（食育ひろば ひなた）の運営	通年 月1回程度	明石市東野町	未就学児～大人 延べ60名	0万円
	アトリエの開催	9月より 月2回程度	活動拠点	全ての人 延べ50名	1万円
(2) 学習支援に関する事業	低所得収入世帯、ひとり親世帯などの子どもへの学習支援	通年 50回程度	活動拠点	小学4年生～ 中学3年生 20名	8万円
	高校入試対策	未定	活動拠点	中学3年生 5名	1万円
	自習室の運営	9月以降	活動拠点	小学生～高校生 延べ50名	1万円
(3) 児童虐待防止に関する事業	オレンジリボンキャンペーン（11月）への協力	未定	兵庫県内 WEB	不特定多数	0万円
(4) 小児がん難病支援に関する事業	小児がん・難病啓発活動	未定	兵庫県内 WEB	不特定多数	0万円

する事業					
(5) 情報発信に関する事業	兵庫県内の子ども支援情報を掲載するポータルサイトの開設・運営	通年	兵庫県内 WEB	不特定多数	0万円
(6) その他第3条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業	定款第5条第1号から第5号には規定されていないものの、法人として実施が必要となった事項について、定款第3条及び定款第4条に規定する範囲内において、単年度又は試験的に限り実施する。				

3. その他の事業

該当なし

4. 事業実施体制

1) 総会の実施

日時：平成30年8月11日（土） 11時～12時

場所：明石ひみつ基地 ～おひさま～（明石市別所町8番11号）

2) 理事会の実施

年2回程度を実施予定